

平成30年10月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 平成30年10月19日(金) 午前8時58分～9時30分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番	木下	得代	2番	大原	眞路(会長職務代理)
3番	三木	洋一	4番	川田	一博
5番	吉田	宏明	6番	山下	恭生
7番	松下	良夫	8番	井上	賀博
11番	中村	康男(会長)	12番	藤本	俊彦
13番	宮本	賢一	14番	猪熊	幸雄
15番	國重	幸代	16番	穴吹	秀雄
17番	梶野	和幸	18番	大西	和男

欠席委員

9番	岡野	孝文	10番	村井	孝彦
----	----	----	-----	----	----

傍聴推進委員

14番 濱崎 郷廣

農業委員会事務局出席者

事務局長	細川	英樹
事務局長補佐	岡崎	伸一郎
事務局次長	黒木	弘美
事務局書記	飯尾	祐美

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	1件	田 畑	615	m ² m ²
第2号議案	合意解約	件	田 畑		m ² m ²
第3号議案	農地法第4条許可申請	2件	田 畑	1,034	m ² m ²
第4号議案	農地法第5条許可申請	8件	田 畑	2,850 8,221.95	m ² m ²
第5号議案	非農地証明願	件	田 畑		m ² m ²
第6号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第7号議案	農用地利用集積計画書	5 1件	田 畑	116,998.62 1,918	m ² m ²
第8号議案		件	田 畑		m ² m ²
合 計		6 2件	田 畑	120,463.62 11,173.95	m ² m ²

平成30年10月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻2分前でございますが、皆様お揃いになりましたので、只今から10月の定例会を開催いたします。

本日も審議をお願いする案件は、第1号議案から第7号議案まで 合計62件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中 16名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、岡野委員さん、村井委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。

また、議案の訂正がございます。議案の3ページをお開きください。第3号議案農地法第4条許可申請 1番の久米町二丁目の案件です。地目が田となっておりますが、こちらを畑に訂正お願いします。それに伴いまして、議案1ページをお開きください。目次の第3号議案の項目、田の面積166㎡を削除し、畑の面積868㎡を1,034㎡に訂正してください。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

今年は雨が多い日がありましたが、稲刈りもほぼ終わったことと思います。ほっとされているかと思います。早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 12番 藤本委員さんと13番 宮本委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、8番 井上委員さん、9番 岡野委員さん、16番 穴吹委員さんと私で、昨日の10月18日（木）に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」1件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」1件についてご説明いたします。

1番、・・・、 面積 615㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件1件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

山下委員

受人反別は3,000㎡以上であればよいのですね。

事務局書記 はい、そうです。

会長職務代理 他にありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」1件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第3号議案「農地法第4条許可申請」2件を議題に供します。

なお、第3号議案の2番については現地調査を実施しておりますので、8番 井上委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

井上委員 それでは、第3号議案「農地法第4条許可申請」2番の現地調査報告をさせていただきます。

2番、・・・、面積 868 m²。【議案読み上げ】

谷西公民館の北東に位置しています。

無断転用の有無 有

転用目的 農家住宅 用地

申請理由 昭和 43 年頃に親が住宅を建築しており、今回それを取り壊し、自己住宅を建築するため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

以上です。

会長職務代理 ありがとうございました。

ただいま井上委員さんより現地調査の報告がございましたが他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

事務局次長 それでは、第3号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。2番につきましては、先ほどの井上委員さんのご説明どおりです。

1番、・・・、畑 面積 166 m²。【議案読み上げ】

鳥洲神社から北東約 100mに位置。

無断転用が有ります。

転用目的 非農家住宅 用地

申請理由 昭和 31 年に住宅を建築した際に転用申請がなされていないことが判明。そのため無断転用を解消するため。

農地の区分 都市計画により用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地へ

の影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第4条許可申請」2件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第4条許可申請」2件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第4号議案「農地法第5条許可申請」8件を議題に供します。

なお、第4号議案の3番、7番、8番については現地調査を実施しておりますので8番 井上委員さんと、16番 穴吹委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

井上委員

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」3番の現地調査報告をさせていただきます。

3番、・・・、面積 935 m²。【議案読み上げ】

国道11号線と県道林田府中線（187号線）との三叉路（上氏部）から東に約50mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 貸事務所・倉庫・駐車場・車両置場 用地

申請理由 譲受人が代表役員を務める会社は、現在、本社所在地は江尻町となっておりますが賃借期間が満了したため、現在は親族・知人の土地の一部を借りている状態である。そのため、本申請地に事務所の建物等を建築し会社へ貸し付けるため。周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 595番3、595番4については、平成7年に住宅用地として農地法第4条許可を取得。その後、転用計画の中止となったことから本申請と併せて取消願の提出があったものです。

以上です。

穴吹委員

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」7番、8番の現地調査報告をさせていただきます。

7番、・・・、面積 313 m²。【議案読み上げ】

綾川から東へ約200m、国道11号線から北へ約150mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 非農家の自己住宅 用地

申請理由 譲受人は現在、子供をあわせた3人で借家に居住しているが、子供の成長により手狭となったことから、親族の所有の本申請地に自己住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 農用地からの除外申請により周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

8番、・・・、面積 8,221.95 m²。【議案読み上げ】

府中湖に架かる府中湖大橋から南東へ約600m、高松自動車道から北へ約100mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 花崗土採取 用地

申請理由 ため池改良工事に必要な改良土の需要が高まり、現在の事業地の土の供給量に余裕がないことから、新規採取場が必要となったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当するもの1筆と、農用地であるもの2筆。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 一時転用のため農地復元に係る誓約書の提出もある。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま井上委員さん、穴吹委員さんより現地調査の報告がございましたが他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

3番、7番、8番につきましては、先ほどの井上委員さん、穴吹委員さんのご説明どおりです。

1番、・・・、面積 177 m²。【議案読み上げ】

国道438号線と城山川が交差するところに架かる城山橋から東南へ約250mに位置。

無断転用はありません。

転用目的 非農家の自己住宅 用地

申請理由 現在、夫と子供2人と借家に居住しているが、子供の成長により手狭となったことから、自己住宅の建築を計画、また、本申請地は母親の住宅の向かい側に位置することから、今後、高齢の母親の世話をすることや、他に所有する土地もないことから考慮し本申請地を選択したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

2番、・・・、面積 283 m²。【議案読み上げ】

横津川から西へ約 250m、JR 予讃線から南へ約 200m に位置、
無断転用はありません。

転用目的 非農家の自己住宅 用地

申請理由 譲渡人は現在、妻、子供 3 人と借家に居住しているが、子供の成長により手狭となったことから、自己住宅の建築を計画したため。

農地の区分 都市計画法により用途が第二種中高層住居専用地域と定められている第 3 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

4番、・・・、面積 46 m²。【議案読み上げ】

国道 4 3 8 号線から東へ約 100m、かわつ花菖蒲園から西へ約 50m に位置。

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張 用地

申請理由 昭和 4 3 年に、本申請の併せ利用地に住宅を建築した際には隣接地にその敷地部分に及んでいたこと、また、平成 1 0 年頃に隣接地を譲り受けたことの 2 件について、共に農地であったにもかかわらず、先代所有者が農地法の許可を受けていないことが、今般の相続手続きにより判明。その無断転用の解消のため。

農地の区分 都市計画法により用途が第一種住居地域と定められている第 3 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

5番、・・・、面積 595 m²。【議案読み上げ】

J A 川津ライスセンターから西南へ約 450m に位置。

無断転用はありません。

転用目的 太陽光発電設備 用地

申請理由 譲受人は現在の収入に不安を感じており、将来のことを考え太陽光発電設備による収入を得ようと計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な四国電力との契約書、経済産業省の設備認定

書類の提出もある。

6番、・・・、面積 501㎡。【議案読み上げ】

J A川津ライスセンターから南へ約 600mに位置。

無断転用はありません。

転用目的 太陽光発電設備 用地

申請理由 譲受人は現在の収入に不安を感じており、将来のことを考え太陽光発電設備による収入を得ようと計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な四国電力との契約書、経済産業省の設備認定書類の提出もある。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「農地法第5条許可申請」8件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

三木委員

3番の案件について再確認します。譲受人が代表役員の会社に貸付けるとのことですが、賃貸借ですか、それとも使用貸借ですか。

事務局長補佐

提出されている貸施設利用申込書には、賃貸者か使用貸借かは記載されていないため、不明です。

三木委員

社長が所有するものを会社が借りると利益相反行為にあたると思われませんが、会社の取締役会の議事録等は添付されているのですか。

事務局長補佐

議事録添付はないです。

三木委員

添付の必要はないのですか。

事務局長補佐

確認します。

会長職務代理

他になにかありますか。

梶野委員

5番、6番の太陽光発電設備の案件ですが、農地の真ん中ではないのですか。

各委員

どちらも道に隣接しています。

会長職務代理

太陽発電の売電価格も、40円程だったもの18円になるようで、だいぶ下がりますね。

他にありませんか

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第4号議案「農地法第5条許可申請」8件につきまして原案どおり承認し、うち7件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、8番の案件につきましては、転用面積が 2,000 m²以上ということで、10月26日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。
続いて、第7号議案「農用地利用集積計画書」51件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは第7号議案「農用地利用集積計画書」51件についてご説明いたします。
今月は新規に農地の貸借をする案件が6件、更新が37件、再設定が8件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が34件となっております。
以上、農用地利用集積計画書51件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案「農用地利用集積計画書」51件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第7号議案「農用地利用集積計画書」51件につきまして原案どおり原案通りこれを受理し、処理してまいります。
以上で、本日の農地法等許可申請の議案の審議を終了します。
その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長 (事務局からの連絡事項)
※農業委員推進委員研修会 12月4日(火) 13:30～於 丸亀市アイレックス
※GAP研修会 10月30日(火) 13:30～於 香川県中讃農業改良普及センター
10月31日(水) 10:00～於 香川県農業試験場
※人権研修 私の考えを語る会 11月14日(木) 於 坂出市民ホール

会長職務代理 それでは、これもちまして10月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時30分終了